

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		奨学資金貸付金		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	佐藤
				担当者名	田代	内線	3337
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）			奨学資金貸付金（01-07-01）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		● 昭和 ○ 平成 45 年度		根拠	荒川区奨学資金貸付条例、同施行規則、荒川区奨学資金貸付事務取扱要領、荒川区奨学生選考審査会要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	子育て教育都市[Ⅱ]				
		政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]				
		施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]				
目的	荒川区に居住する、高等学校又は高等専門学校に在学(入学を許可された場合を含む。以下同じ。)し、成績優秀にして、かつ、経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な学資金を貸し付け、もって有用な人材を育成することを目的とする。						
対象者等	荒川区奨学資金貸付条例第2条に該当する者 (1) 貸付けの1年前から引き続き区内に住所を有する者であること。 (2) 高等学校等へ入学しようとする者であること。 (3) 成績優秀でありながら、経済的理由により高等学校等における修学が困難な者であること。 (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、荒川区規則で定める要件を備えていること。						
内容	<選考> 審査会において、人物・学資状態・学業成績等を審査し、貸付の可否を決定する。 <届出> ①在学中、毎学年末に学業成績を提出 ②休学、復学、転学、退学、身分、住所等の変更など <貸付額> 入学準備金（決定者に対して、3月下旬頃に一括交付）⇒ 公立 100,000円・私立 500,000円 ※なお、平成20年度募集（21年度生）から、東京都育英資金等の他制度を活用したものとし、入学準備金のみ貸付を行うこととした。 参考：20年度まで実施していた修学資金について 公立 月額 @14,000円（年168,000円）、私立 月額 @26,000円（年312,000円） （四半期分をまとめて交付⇒4月、7月、10月、1月） <償還> 高等学校等を卒業後（上級学校に進学したときは、その学校を卒業後）6ヶ月を経過した後、借入金額が100,000円以下の場合、2年以内、500,000円以下の場合、10年以内に償還する。 （年賦、半年賦、月賦）無利子。						
経過	・ 昭和45年度から開始、入学準備金及び修学資金の貸付額を変更し現在にいたっている。 ・ 平成20年度募集分から、入学準備金に特化・充実した制度とした。						
必要性	荒川区の未来を担う優秀な人材を育成するために、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) ・ 4月：納付書・口座振替のお知らせの送付 ・ 10月：入学資金貸付の募集（区報、HP、チラシ等） ・ 12月：申請受付 1月：審査会の実施 ・ 2月：貸付者の決定 ・ 3月：入学資金貸付決定者の手続き、説明会						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	14,394	29,998	22,712	16,694	9,376	8,288	7,817
	①決算額（25年度は見込み）	13,644	22,033	14,510	12,123	7,242	6,884	7,817
	②人件費等	2,562	2,541	2,443	3,052	2,964	2,478	
	③減価償却費					1,089	968	
	【事務分担量】（%）	30	30	30	35	35	30	
	合計（①+②+③）	16,206	24,574	16,953	15,175	11,295	10,330	7,817
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	16,206	24,574	16,953	15,175	11,295	10,330	7,817
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	貸付者（新規・継続）	59	60	35	22	18	15	24
	新規申込者数	31	28	28	30	21	18	
	新規候補者決定数	25	21	20	22	18	17	
	東京都育英資金予約募集申込者	21	11	17	15	19	9	
	同 決定者	21	11	17	15	19	9	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	貸付金	入学準備金	6,600	入学準備金	6,300	入学準備金	7,200
	役務費	郵便料	7	郵便料	0	郵便料	10
		口座振替手数料	7	口座振替手数料	9	口座振替手数料	17
	委託料	システム開発委託料	536	システム開発委託料	537	システム開発委託料	545
	一般需用費	消耗品・印刷製本	91	消耗品・印刷製本	38	消耗品・印刷製本	45

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
①	新規申込者に対する採用決定率（％）	71.4	85.7	94.4	—	—	採用数／申込者数
②	現年度調定額に対する償還額の割合（％）	83.0	90.5	83.3	84.0	90.5	現年度償還額／現年度調定額
③							

（問題点・課題）	・ 債務者間の負担の公平を確保するため、貸付金の滞納対策の強化を図る必要がある。 ・ なお、荒川区以外の奨学金制度についても幅広く区民に周知し、母子家庭の世帯には東京都母子福祉資金貸付金制度を、成績要件を満たさない生徒であれば東京都育英資金の貸付金等を勧めていく。
他区の実施状況	（実施 18 区 未実施 4 区） 千代田、中央、豊島、中野の4区は、奨学金制度なし（平成24年度 江戸川区調査結果）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	滞納者に対する償還の勧奨及び適切な債権管理	債務者間の負担の公平性の確保に一層取り組む
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	経済的な理由で修学が困難な者に対する支援制度として、引き続き実施する必要がある。

状況（要質問）	H21予特 「入学手続きに間に合うような入学準備金の支払」
	H22四定 「大学入学希望者に対する奨学金制度について」

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特別支援学級運営		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	佐藤
			担当者名	山本	内線	3334
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		特別支援学級運営（01－07－01・01－06－01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 29 年度		根拠	学校教育法第8 1 条第2 項（特別支援学級の設置）		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市Ⅱ				
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習の形成[04]				
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]				
目的	○障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な教育環境の整備及び教育内容の充実を図ることにより、特別支援学級児童・生徒に対し、学校教育法第29条及び第45条の目的を実現する。 第29条：小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。 第45条：中学校は、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。 ○新入学児童、及び、在籍児童・生徒について、特別支援学級入級等にかかる就学相談を実施する。					
対象者等	区立小・中学校特別支援学級に在籍する心身に障がいのある児童及び生徒					
内容	心身に障がいがあるため通常の学級では十分な教育効果をあげることが困難な児童・生徒のために、その障がいの状態や特性・年齢に応じてよりよい環境をつくり、社会活動に積極的に参加できるように指導する。 ①実施事業 ・特別支援学級運営、特別支援学級合同行事（送る会など）にかかる経費の支出 ・特別支援学級支援員、特別支援学級介助員の配置及び経費の支出 ・就学相談の実施（都立特別支援学校・区立特別支援学級等への就学や転学相談、特別支援学級見学会・就学相談委員会の運営） ②設置校（H25.5.1現在） ・固定学級（知的障がい）…小学校5校（汐入・六瑞・峡田・尾久西・大門）、中学校2校（一中・尾久八幡） ・通級指導学級……小学校3校（難聴・言語障がい1校〔三峡〕・情緒障がい2校〔四峡、宮前〕） 中学校1校（情緒障がい〔九中〕）					
経過	○荒川区の特別支援学級は、昭和29年に大門小学校と第一中学校に「特殊学級」として設置された。 ○H19年4月文科省により特別支援教育が導入され、「特殊学級」から「特別支援学級」へ改称した。 ○H22年4月、再開発による児童の急増に対応するため、汐入小学校内に特別支援学級を新設した。 また、就学相談件数の増加に伴う就学相談体制強化のため、H23就学相談員を増員した。 ○小学校の情緒障がい通級指導学級への入級希望者の増加に対応するため、H25.4.1尾久宮前小学校に通級指導学級を開設した。 また、就学相談において、より適正な就学先の判断と、保護者への説明をより強化するために、就学相談委員に心理専門家外部委員を配置した。					
必要性	・障がいのある児童・生徒のための特別な教育環境として、特別支援学級は不可欠である。 ・区立小学校の児童・生徒の適正な就学のために、継続的な就学相談が非常に重要である。					
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ● 臨時職員 ） 職 員 ：係長・事務2（常勤1・再任用短1）・心理職1（再任用短） 非常勤 ：就学相談員5 情緒障害相談員1 難聴言語相談員1 特別支援教育支援員8（小5・中3） 臨時職員：特別支援学級介助員11（小7・中4）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	35,563	44,002	67,882	79,996	88,114	87,265	80,943
	①決算額（25年度は見込み）	29,841	33,129	59,571	64,808	70,550	73,308	80,943
	②人件費等	5,124	4,235	8,144	8,720	8,469	9,087	
	③減価償却費				2,905	3,110	3,550	
	【事務分担当量】（％）	60	50	100	100	100	110	
	合計（①＋②＋③）	34,965	37,364	67,715	76,433	82,129	85,945	80,943
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
実績の推移	その他（特定財源）							
	一般財源	34,965	37,364	67,715	76,433	82,129	85,945	80,943
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	固定学級児童・生徒数	95	98	93	105	110	109	108
	通級学級児童・生徒数	63	73	73	91	101	125	115
	特別支援学級在籍数（合計）	158	172	166	196	211	234	223
	就学相談件数（合計）	63	55	106	115	139	122	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	相談員・支援員等報酬	51,334	相談員・支援員等報酬	50,549	相談員・支援員等報酬	34,152
	共済費	社会保険、厚生年金保険料	7,081	社会保険、厚生年金保険料	7,188	社会保険、厚生年金保険料	8,837
	賃金	学級介助員	3,138	学級介助員	5,090	学級介助員	25,440
	報償費	医師、講師謝礼等	201	医師、講師謝礼等	303	医師、講師謝礼等	1,332
	旅費	相談員・支援員等	178	相談員・支援員等	228	相談員・支援員等	367
	需用費	学級運営用消耗品等	4,706	学級運営用消耗品等	4,537	学級運営用消耗品等	5,972
	役務費	学級用ピアノ調律等	212	学級用ピアノ調律等	254	学級用ピアノ調律等	413
	委託料	合同行事看護業務委託等	270	合同行事看護業務委託等	482	オーグ・オート校正委託等	448
	使用料及び賃賃料	合同行事バス借上等	1,597	合同行事バス借上等	2,115	送る会施設使用料等	1,547
	備品購入費	学級運営用備品	1,782	学級運営用備品	2,511	学級運営用備品	2,381
	負担金補助及び交付金	設置校長協会等分担金	51	設置校長協会等分担金	51	設置校長協会等分担金	54

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	特別支援学級設置校の数（固定級・通級指導学級）	小7校 中3校	小7校 中3校	小7校 中3校	小8校 中3校	小8校 中3校	障がいのある児童生徒の教育環境の整備
②	円滑な学級運営のための支援員及び介助員配置数	19人	20人	20人	19人	—	固定学級の児童・生徒の安全と心身の発達を助長
③							

（問題点・課題）	- 平成18年度に学校教育施行規則の一部改正により、ADHD（注意欠陥多動性障害）やLD（学習障害）等が通級指導学級の対象となった。それにより、情緒的に個々に課題を抱える発達障がい児童の通級指導学級への入級が急激に増加したため、平成25年度に小学校1校を新設した。施設的な課題も多いが、情緒の安定に、より効果的な体制を整備するため、発達障がいの児童・生徒が通いやすい地域ごとの通級指導学級の設置を検討している。 - 知的な遅れを伴わない（または極めて軽い）が発達障がいのある児童生徒が、知的障がい学級への入級を希望する事例も見られるようになった。特別支援学級における障がいの状態に合わせた適切な指導について、検討の必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	児童生徒の長期的な支援計画に基づく安定した学級運営を行うため、特別支援教育支援員（非常勤職員）及び特別支援学級介助員（臨時職員）を配置する。	特別支援教育全体の中で、支援員・介助員の配置を検討する。また、学級における障害に応じた適切な支援について、職員の技術向上を図る。
②	情緒障がい通級指導学級の在籍児童・生徒に対する効果的な指導のために、情緒障がい相談員を活用し、検討を行う。	東京都の特別支援教育第三次計画を視野に、情緒障がい通級指導学級の役割、あり方について検討を行う。
③	在籍校から通いやすい情緒障がい通級指導学級を各地区に設置するため、小学校において、具体的な検討を行う。	南千住地域における情緒障がい通級指導学級の整備を目指し、関係機関との調整及び準備を進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な教育環境の整備及び教育内容の充実を図ることは大変に重要であり、優先度は極めて高い。

況議 （会 要質 旨問 状	H19三定「特別支援教育の充実について」 H21三定「汐入地区の特別支援教育体制について」 H22二定「都立特別支援学校を荒川区に誘致すること」 H24三定「特別支援教育の充実について」 H25予特「情緒障がい通級指導学級の設置計画について」
---------------------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		特別支援教育の推進		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	佐藤
				担当者名	山本	内線	3334
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)		特別支援教育推進費（01－08－01・01－07－01）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		○ 昭和 ● 平成 19 年度		根拠	学校教育法第 8 1 条第 1 項（特別支援教育）		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野	子育て教育都市Ⅱ				
		政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習の形成[04]				
		施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]				
目的	平成19年4月施行の改正学校教育法に基づき、特別な支援が必要な児童生徒が在籍するすべての学校において特別支援教育が実施されている。区においては、特別支援教育支援員及び補助員を配置し、区立小・中学校の通常の学級に在籍する教育上特別な支援を要する児童・生徒へ学級適応等の支援を行い、在籍校の教育環境保持の一助とする。						
対象者等	区立小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒						
内容	平成19年4月1日より、障がいのある幼児・児童・生徒の教育は、これまでの障がいの種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」（東京都では心身障がい学級という）から「特別支援教育」へ転換された。区立小中学校においても、通常の学級に在籍する知的に遅れない発達障がいを抱える児童・生徒が著しく増加し、担任のみで学級運営するには厳しい状況が多々起きている。それらの児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援や安全確保、および、学級運営への影響を考慮し、教諭の補助として、「特別支援教育支援員」及び「特別支援教育補助員」を各小・中学校に配置する。 ①業務内容 児童・生徒の個々の状態に合わせた学習及び学級適応の補助、生活支援、学習活動の補助 ②配置人数（H25.5.1現在） 非常勤職員（特別支援教育支援員）・・・小学校22名、中学校5名 臨時職員（特別支援教育補助員）・・・小学校28名、中学校7名						
経過	○平成19年4月に特別支援教育が実施されたことに伴い、区ではすべての区立小中学校に特別支援教育補助員（臨時職員）を配置した。平成21年度から、安定した人材確保のため特別支援教育支援員（非常勤職員）を設置し、特別支援教育の実施体制の充実を図った。 ○平成23年10月に教育委員会内で「特別支援教育のあり方検討会」を立ち上げ、区における特別支援教育推進のための継続的な検討を行っている。発達障がいのある児童への支援、在籍学級内の他児童の学習環境確保、及び、安全な学校運営のためには人的措置が必須であり喫緊の課題であるという認識から、平成25年度より、教員免許を有する特別支援教育支援員（非常勤職員）を特別支援学級から配属替え、小学校通常学級に重点的に配置した。						
必要性	発達障がい等により学級適応に支障のある児童・生徒が、通常の学級の中で支援や補助を受けながら個々の能力を伸ばしていくことは大変に重要である。また、学級その他児童・生徒の学習環境の保持のためにも不可欠であり、必要性は極めて高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ● 臨時職員) 非常勤職員は、学務課で任用し学校へ配置する。臨時職員は、学校で雇用し、経費の支出等の事務を学務課が行う。(非常勤職員に関する報酬支出関係事務については、職員課が実施)						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		53,725	81,126	107,398	120,149	134,886	133,019	138,061
①決算額（25年度は見込み）		30,230	40,945	70,751	91,173	105,039	109,151	138,061
②人件費等		2,562	1,694	5,701	8,720	8,469	7,435	
③減価償却費					2,905	3,110	2,904	
【事務分担量】（%）		30	20	70	100	100	90	
合計（①+②+③）		32,792	42,639	76,452	102,798	116,618	119,490	138,061
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		32,792	42,639	76,452	102,798	116,618	119,490	138,061
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	配置人数（小学校支援員）			9人	17人	17人	17人	22人
	配置人数（小学校補助員）	8人	33人	27人	21人	29人	28人	28人
	配置人数（中学校支援員）			2人	6人	6人	6人	5人
	配置人数（中学校補助員）	2人	11人	10人	2人	4人	7人	7人

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	支援員報酬	50,756	支援員報酬	50,108	支援員報酬	73,074
	共済費	健康保険・厚生年金保険料	10,954	健康保険・厚生年金保険料	11,596	健康保険・厚生年金保険料	17,084
	賃金	補助員賃金	42,337	補助員賃金	46,463	補助員賃金	45,534
	報償費	宿泊行事従事謝礼	155	宿泊行事従事謝礼	155	宿泊行事従事謝礼	810
	旅費	補助員行事参加旅費	111	補助員行事参加旅費	23	補助員行事参加旅費	300
	需用費	副籍用消耗品費	433	副籍用消耗品費	424	副籍用消耗品費	657
	役務費	副籍用郵券等	73	副籍用郵券等	80	副籍用郵券等	173
	委託料	採用時健診	220	採用時健診	303	採用時健診	429

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	支援員（補助員）を配置する区立小中学校数		34校	34校	34校	34校	34校	支援が必要な児童・生徒が在籍するすべての区立小中学校
	②							
	③							

問題点・課題 (指標分析)	- 発達障がい等で個別の支援を必要とする児童・生徒は年々増加しており、学年進行に従い行動状況の急変もある。そうした障がいの状態理解や対応方法については、専門家による見立てや指導が必要になっている。 - 保護者は、国が実施する特別支援教育に基づき、幼稚園・保育園から継続して個別支援体制がとられ、義務教育においても個に応じた教育が施されることを求めている。しかし、学級編成の中では、そうした保護者の要望に個々に応えていくのは大変に困難な現実がある。 - 今後、特別支援教育の推進のため、教員の技術向上や各校における更なる特別支援教育の取り組みが求められる。区としての学校支援体制の強化が必要と思われる。							
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区)							

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特別支援教育アドバイザーによる巡回相談を実施し、情緒障がい児童・生徒の実態把握や具体的な支援方法について助言を行う。	専門家による巡回相談の定着により、各校における特別支援教育の充実を図る。
②	平成23年10月から開催している「特別支援教育のあり方検討会」において、区教育委員会として支援が必要な児童・生徒に対する支援方針を定めていく。	区教育委員会としての方針に基づき、効率的支援のための体制整備をすすめる。
③	特別支援教育支援員や補助員の専門知識の向上及び、支援力強化のために、研修の充実や実技習得を図る。	特別支援教育を推進する各小中学校の体制を検証し、支援体制の整備及び支援力の強化を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	小中学校において、発達障がいのある児童・生徒に適切な教育を行うために必要である。

況議 (要質 旨問 状)	H19三定「特別支援教育の充実について」 H21三定「汐入地区の特別支援教育体制について」 H22二定「都立特別支援学校を荒川区に誘致すること」 H24三定「特別支援教育の充実について」 H25予特「情緒障がい通級指導学級の設置計画について」
-----------------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	就学援助費（就学奨励費を含む）		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	佐藤
			担当者名	金子、荒井	内線	3338
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）		各種援助費（01-01-01）	各種援助費（01-01-01）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 31 年度		根拠	教育基本法4条、学校教育法19条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励につ		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	いての国の援助に関する法律、学校給食法12条2項、荒川区実施要綱等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画
行政評価 事業体系	分野	子育て教育都市Ⅱ				
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]				
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]				
目的	【就学援助費】 経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し学用品費、学校給食費等を給与することにより、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施に資する。 【就学奨励費】 特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に対し学用品費、学校給食費等を給与することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及を図る。					
対象者等	【就学援助費】 区内に住所を有し、公立小・中学校に児童・生徒を通学させている保護者。 【就学奨励費】 区内に住所を有し、公立小・中学校の特別支援学級に児童・生徒を通学させている保護者。					
内容	【就学援助費】 生活保護受給者（要保護者）又はそれに準ずると教育委員会が認めた者（準要保護者＝世帯の前年分の総所得が、生活保護需要額の1.2倍以内の者）に対し、次の各費用を支給する（要保護者は、④、⑤、⑥、⑦、⑨のみ、他の費目は生活保護で支給）。①学用品費 ②学校給食費 ③入学準備金 ④修学旅行費 ⑤遠足費 ⑥移動教室費 ⑦夏期施設費 ⑧クラブ活動費 ⑨卒業記念アルバム費 ⑩医療費（学校病のみ） ⑪通学費（特別支援学級のみ） ※ 17年度から国庫補助対象費用となるのは、要保護者分のみ。 ※ 22年度からクラブ活動費が生活保護の支給対象となった。 【就学奨励費】 公立の特別支援学級へ通学する児童・生徒の保護者のうち、就学援助を受給していない者に対し、次の区分に応じて各費用を支給する（認定基準については、国庫補助基準で実施）。 （1）世帯の前年分の総所得が、生活保護需要額の2.5倍以内の者①学用品費 ②遠足費 ③学校給食費 ④入学準備金 ⑤修学旅行費 ⑥通学費 ⑦職場実習交通費 ⑧宿泊を伴う校外活動費 （2）世帯の前年分の総所得が、生活保護需要額の2.5倍以上の者①通学費 ②職場実習交通費					
経過	・この事業は、昭和40年度に都区制度改革の一環として、実施主体が都から区に変更された。その際、各特別区間で同一基準を設けるため、都の指導のもと特別区教育長会において就学援助対象者認定のための目安が制定された（生活保護需要額の1.5倍）。 ・その後、当区では昭和58年度に認定基準をより公平かつ区の実態に即したものとするため、生活保護需要額の1.1倍に変更。さらに平成20年度には認定基準の見直しを行い、生活保護需要額の1.2倍に変更した。					
必要性	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えることが学校教育法等で定められている。					
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 【就学援助費】 区立小中学校就学者は学校を通して、区域外就学者は学務課に直接申請をする。申請は随時受付（ただし、補助対象となるのは申請月の分から）。補助費支給は、区立小中学校在籍者は教育委員会から直接個人の口座へ振替（学期ごと）、区域外就学者は直接個人の口座へ振替（年度末）。 【就学奨励費】 区立小中学校就学者は学校を通して、区域外就学者は学務課に直接申請をする（10月中旬）。補助費支給は、直接個人の口座へ振替（年度末）。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	319,943	351,105	353,840	364,054	393,738	359,266	363,106
	①決算額（25年度は見込み）	286,686	302,425	307,817	333,838	331,548	327,890	363,106
	②人件費等	11,102	11,011	8,958	9,592	13,127	9,500	
	③減価償却費				3,196	4,821	3,711	
	【事務分担量】（%）	130	130	110	110	155	115	
	合計（①+②+③）	297,788	313,436	316,775	346,626	349,496	341,101	363,106
	国（特定財源）			1,223	1,485	2,302	2,447	1,922
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	297,788	313,436	315,552	345,141	347,194	338,654	361,184
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	認定率（小学校）	29.44%	29.57%	28.99%	31.38%	30.52%	29.35%	—
	認定率（中学校）	34.51%	36.97%	40.74%	43.75%	42.56%	42.79%	—
	認定率（合計）	30.86%	31.62%	32.29%	34.83%	33.88%	33.12%	—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	就学援助	330,270	就学援助	326,541	就学援助	360,435
		就学奨励	1,278	就学奨励	1,349	就学奨励	2,671

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
①	認定率（小学校）		31.38%	30.52%	29.35%	—	—	認定者数／児童生徒数（年度末現在）
	認定率（中学校）		43.75%	42.56%	42.79%	—	—	認定者数／児童生徒数（年度末現在）
	認定率（合計）		34.83%	33.88%	33.12%	—	—	認定者数／児童生徒数（年度末現在）

（問題点・課題）	【問題点】 一部の保護者が、特段の事情（年度途中での転入等）が無いにもかかわらず、当初認定期間（4月上旬～5月中旬）経過後に就学援助申請書を提出すること。
	【課題】 当初認定期間経過後に申請書を提出した者については、認定となった場合であっても、就学援助費の支給時期の遅延や受給額の減少などの不利益が生じるため、期間内の申請書の提出を促進しなければならない。
他区の実況	（実施22区 未実施区） 22区が認定基準額を「所得額」（総所得額）としており、足立、葛飾の2区が生保需要額の1.1倍。ほかの19区は1.15～1.26倍の範囲。江戸川区は認定基準収入を「収入額」としており、認定基準を生保需要額の1.5倍としている。

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	保護者に配布する、「就学援助のお知らせ」等の文書において、当初認定期間以降に申請を行った場合に生じる不利益等（申請月からの給付となる）を分かりやすく記載する。	平成25年度と同様
②	平成25年8月からの生活保護基準の見直しに伴う影響について。	国及び都などの動向を踏まえ対応していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	教育基本法にも定められており、教育機会の確保及び義務教育の円滑な実施を図るため必要な支援である。

状況（要質問）	H19一定 卒業アルバム代や観劇についても補助を H19二定 所得水準の緩和、内容の拡充を H21三定 さらにる基準の緩和を H22一定 さらにる基準の緩和を H22四定 基準の緩和、教材教具に関わる費用を全額公費負担、給食の公費負担分の拡大を
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	中学校進路指導協議会		部課名	教育委員会事務局指導室	課長名	武井
			担当者名	佐藤	内線	3387
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	なし					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 5 年度		根拠	学習指導要領、進路指導協議会設置規準		
終期設定	○ 有 ● 無		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]				
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]				
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]				
目的	これからの中学校における進路指導を円滑に進めるため、荒川区の実状に即して、中学校における進路指導の内容・方法等を、総合的な見地からその在り方について検討・協議等を行うことを目的として荒川区進路指導協議会を設置している。					
対象者等	中学校1学年、2学年、3学年、教員					
内容	1 中学校進路指導協議会 これからの 中学校における進路指導を円滑に進めるため、荒川区の実状に即して、中学校における進路指導の内容・方法等を、総合的な見地からその在り方について検討・協議等を行うことを目的に設置した。 2 「生き方トーク」（平成11年度新規事業） 地域で活躍する職業人や有識者等から生き方についての話を聞くことを通し、中学生が自らの生き方を主体的に考えられるようにする機会とする。 ・実施方法や人選は各学校で工夫し、各学校で年間2回（1回2時間）実施する。					
経過	1 協議会 ・平成5年度は、文部省による「業者テストの偏差値を用いない高校入試の改善」（平成5年2月）の通知を受け、中学校第3学年時の進学指導の適切な対応策を中心に協議し、各中学校に種々提言した。 ・平成6年度以降、平成13年度まで中学校進路指導の手引（進路学習ノート）を作成し、配布した。 2 生き方トーク 人生の先輩である優れた方に、人生観や職業観を生徒に直接語っていただく機会として、平成11年度より実施している。年間2回（1回2時間）実施で平成18年度まで継続した。本事業は19年度よりふれあい教育の推進事業に移行する。					
必要性	勤労留学等を中学校進路指導協議会でとりあつかうことも今後必要になってくると思われる。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 協議会は必要に応じて開催している。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	①決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	②人件費等	0	0	0	0			
	③減価償却費							
	【事務分担当量】（％）	0	0	0	0			
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
①	実施回数	—	—	—	—	—	実績／予定回数 19年度よりふれあい教育の推進事業に移行
	②						
	③						

（問題点・課題）	同様多種の事業（ようこそ青年海外協力隊）などとの差別化、役割分担を明確にすることが必要。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	進路指導の年間計画に位置付け、ねらいを明確にする。	ようこそ青年海外協力隊、勤労留学等を年間計画に位置付け、中学生の生き方を含めた進路指導の充実を図っていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	協議会の活動が休止しているため、体験型職業教育の推進、ようこそ青年海外協力隊等の事業を進路指導の一環として活用していく。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	外国籍児童・生徒の日本語教室の充 実	部課名 担当者名	教育委員会事務局指導室 佐藤	課長名 内線	武井 3386
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	なし				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 3 年度	根拠 法令等	地方教育行政の組織及び、運営に関する法律 23条の 5、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成〔04〕			
	施策	小中学校・幼稚園の運営〔04-07〕			
目的	日本語指導が必要な外国籍児童・生徒に対する適切な学校教育の機会の確保が課題となっており、編入学当初の日本語の指導と生活適応指導とを目的とした日本語教室及び日本語個別指導教室を開き関係児童・生徒の学校生活の充実を図る。				
対象者等	荒川区立学校に在籍する外国籍児童・生徒のうち本人及び保護者が入級を希望し、当該児童生徒が在籍する荒川区立学校の校長から要請があった者。				
内容	<ハートフル日本語適応に移行> 初期日本語指導 ・外国人の児童・生徒に学校生活への適応を目指した初期の日本語指導を行う。 - 一人あたり編入学後児童は3ヶ月以内、生徒は2ヶ月以内に、児童・生徒の実態に応じて、基本的な日本語の指導、学校生活への適応指導の補助、保護者対応の補助を行う。児童は48時間以内の講師派遣、生徒は1日3時間以内で2か月の通級とする。 ・講師については、小学生対象は区広報、国際交流協会、大学等を通じて募集する。中学生対象は西尾久のNPO多文化共生センター東京と協定する。 補充学習指導 ・初期指導が終了した小学5年～中学生の児童生徒で補充学習を必要と認める者に日本語による学習指導を行う。 - 一人あたり3ヶ月以内の補充学習教室への通級をさせる。西尾久のNPO多文化共生センター東京と協定し、1回2時間週3回程度の実施とする。 ・初期日本語指導が終了した母語が中国語の児童生徒で補充学習を必要と認める者に日本語による学習指導を行う。 日中友好協会と協定し、48日間を上限に補充指導を行う留学生を派遣する。				
経過	平成17年度 …日本語教室：毎週水曜日1回2時間×41回（◎韓国・朝鮮語…二日小、峡田小◎中国語…瑞光小、ひぐらし小、諏訪台中） …日本語個別指導教室：1回2時間×24回（◎タガログ語…四峡小、尾久八幡中◎英語…ひぐらし小、三中◎中国語…尾久、三日、九中） 平成18年度 …日本語教室：前年度と同じ …日本語個別指導教室：1回2時間×24回（◎タガログ語…汐入小、尾久小、尾久西小、五中、原中◎英語…九峡小） 平成19年度 …学校教育ビジョン重点事業に移行、新規事業として実施する（◎初期日本語指導…56人、補充学習指導…9人） 平成20年度 …ハートフル日本語適応指導事業として実施する				
必要性	該当する児童・生徒が、日本語に対応することで学校生活の充実を図るために不可欠。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	①決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	②人件費等	0	0	0	0			
	③減価償却費							
	【事務分担量】（％）	0	0	0	0			
	合計（①＋②＋③）	0	0	0	0	0	0	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	日本語教室（拠点校数）	0	0	0	0	0	0	0
	日本語教室（個別指導人数）	0	0	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 在籍者数(拠点校)	—	—	—	—	—	拠点校に在籍する児童・生徒数 19年度から別事業へ移行
	② 在籍者数(個別指導)	—	—	—	—	—	個別指導を受けている児童・生徒数 19年度から別事業へ移行
	③						

(問題点・課題 指標分析)	○児童・生徒への指導だけでなく、保護者への連絡、面談等における通訳等の措置も合わせて考える必要がある（特に進路を控えた中学生） ○補充学習指導の人数は予測できないが、10人は超えると思われ、予測措置が必要。						
他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	習熟の程度が在日期间による入室制限を検討する。	計画的な派遣指導を実施し、日本語指導の充実を図る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	ハートフル日本語適応指導事業において実施する。

議 会 要 旨 状 況	
----------------------------	--